

# ふな がた

## 果物生活：ミカン



ビタミンCが豊富なミカン。内皮や白い筋にも栄養たっぷり。正月はやっぱり「こたつでミカン」!?

## お知らせ版

### 集団検診の申し込みについて

来年度の集団検診については、健診機関と日程や実施方法等を検討中のため、申込書の配布は1月末頃になる予定です。ご了承ください。

問い合わせ／舟形町町民課健康班

(32)2111(内線351)

### 年末年始の休館のお知らせ

お知らせ

中央公民館

12月29日～1月3日

生涯学習センター

12月29日～1月3日

B&G海洋センター

12月29日～1月4日

農村環境改善センター

12月29日～1月3日

役場本庁舎では例年どおり、戸籍届出の受付は行っています。(出生、死亡、婚姻、離婚等)

### 真冬のプラネタリウム 一般公開

期間／2月4日(水)～6

日(金)

時間／午後6時30分～午後7時10分

場所／最上広域教育研究センター

内容／今夜の星空、冬の六角を作ろう、星の一生など

定員／43名

料金／無料

申込み開始／1月30日

(金)午前8時30分

申込み・問い合わせ／

最上広域教育研究センター

(22)1033

## 労働相談等窓口のご案内

舟形町では雇用状況の悪化に対応するため、労働相談等の窓口を開設します。仕事等についてご相談のある方はご遠慮なさらずにお越しください。

期間／12月29日(月)～12月30日(火)

時間／午前9時～午後4時

場所／舟形町役場

問い合わせ／舟形町まちづくり課統括班

(32)2111(内線311)

その他相談機関／

舟形町商工会伊藤事務局長宅

(32)3455



# 道路脇の立木は大丈夫ですか？

例年、強風や降雪などにより、立木が道路上に倒れたり、枝折れや落雪で通行車両が破損するなどの事故が発生しています。

こうした事故は、立木の所有者も責任を問われることとなりますので、危険な立木や道路上に張り出した枝葉は、早めに伐採してください。

問い合わせ /  
 < 県管理道路 >  
 最上総合支庁建設部道路計画課  
 (29)1397  
 < 町管理道路 >  
 舟形町役場振興課地域整備班  
 (32)2111(内線431)



# 火災による死亡事故に注意

火災による死亡事故防止のため、平成18年度から住宅用火災警報機の設置が義務化されています。

また、設置したら最上広域消防本部または各支署まで忘れずに届け出てください。

いつから？ / 新築住宅は平成18年6月1日から  
 既存住宅は平成23年6月1日まで

設置箇所 / 居室・寝室・台所・階段など  
 取り付けは？ / 誰でも簡単に取り付けできます。  
 販売先 / お近くのホームセンターなどで購入できます。



NS マークのついたものを設置しましょう。

問い合わせ /  
 舟形町役場総務課総務班  
 (32)2111(内線231)

平成21年1月、上場会社の株券が電子化されます。これにより、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの口座で電子的に管理されます。お手元の株券が本人名義になっていない場合は、株主としての権利を失うことがありますので、株券電子化前に名義変更が必要です。問い合わせ / 山形地方方法務局総務課庶務係  
 023(625)1343

平成21年度  
 「国有林モニター」募集  
 東北森林管理局は、国有林の管理・経営に皆さんの声を役立てていくため、モニターを募集しています。  
 任期 / 平成21年4月～平成22年3月  
 募集人員 / 48名  
 内容 / アンケートへの回答、国有林モニター会議への

出席など

〆切 / 1月31日(土)

申込み・問い合わせ / 東北森林管理局国有林モニター係  
 018(836)2274

「定額給付金」を装った振り込み詐欺に注意

「定額給付金」を装った振り込み詐欺等の犯罪発生が予想されます。現在「定額給付金」の給付

手続きは始まっています。

また「定額給付金」の給付のためにATMの操作をお願いすることはありません。

注意1 / 指示された電話番号に、絶対に電話しない。

注意2 / すぐに振り込まない。

注意3 / 遠慮せず、警察に相談する。

問い合わせ / 舟形町役場まちづくり課統括班

(32)2111(内線322)

法的トラブル無料相談

法的トラブルの解決には「法テラス」コールセンターまでお気軽にお電話ください。

支援内容 / 情報提供、無料相談、裁判費用立替え、弁護士紹介など

専用電話 / 「法テラス」コールセンター  
 0570(078)374

裁判所見学会

日時 / 1月14日(水) 午後1時10分～午後3時30分  
 場所 / 新庄簡易裁判所

内容 / 裁判手続き及び裁判員制度の説明並びに裁判員制度広報ビデオ視聴

申込み・問い合わせ / 山形地方裁判所新庄支部庶務課  
 (22)0265

上場会社の

株券をお持ちの方へ

## 子育て支援センター「みらい」1月の日程表

日	月	火	水	木	金	土
				① 休館日	② 休館日	③
④	5	6 施設開放	7	8	9 施設開放	⑩
⑪	⑫ 休館日	13 施設開放	14 遊び広場	15	16 施設開放	⑬
⑭	19	20 施設開放	21	22 ふれあい	23 施設開放	⑮
⑯	26	27 施設開放	28 遊び広場	29	30 施設開放	⑰

1月は5日から開所します。

印は休館日

育児についての相談（電話相談、来所相談など）は午前8時から午後5時までです。

子育て支援センター「みらい」では月～金曜日の毎日、午前9時30分～11時30分、午後3時～5時まで自由に遊べます。

施設開放日は午前9時30分～11時まで舟形ほほえみ保育園の遊戯室で遊べます。

遊びの広場は午前9時30分～11時30分まで簡単な製作あそびができます。

ふれあい育児の広場は1～2歳児が対象です。2月の豆まきにちなんだものを作ります。

問い合わせ / 子育て支援センター「みらい」 (32)2120

## 国民年金こんな時には手続きを

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取られなくなったりする場合があります。次のようなときには市役所・町村役場で手続きを行なってください。

### 20歳になったとき

農業、自営業、学生など厚生年金に加入していない方が20歳になったときは手続きが必要です。

### 会社を退職したとき

60歳になる前に会社を退職し、厚生年金から外れたときは手続きが必要です。

### 収入が増えたとき

130万円以上のパート収入になると国民年金・厚生年金ともに被扶養配偶者となることができません。

### 配偶者が退職したとき

60歳になる前に配偶者が退職し、会社員などの被扶養配偶者でなくなったときは手続きが必要です。

問い合わせ 舟形町役場町民課税務国保班 (32)2111(内線335)

つかって のんびり

# 美肌の湯 若あゆ温泉

日頃より若あゆ温泉をご利用いただき心より御礼申し上げます。若あゆ温泉は美肌と健康に良く効く温泉として多くの方に親しまれ17年目を迎えようとしております。

みなさまが温泉につかりながら人々との対話を通し、「友達づくり」「美肌と健康づくり」「美味しい料理づくり」の3づくりとおもてなしの心を忘れずに年間を通したイベントを企画し、皆様のおいでをお待ち申し上げます。

結びに今年(鼠年)のご利用に感謝し、新年(丑年)のご家族様の健康とご繁栄をご祈念申し上げ、旧倍以上のご利用をお願い申し上げます。

## 1月のイベント

1月 1日(木) 元旦初風呂入浴者プレゼント

1月 3日(土) 吉川ちあき歌謡ショー

1月 7日(水) 神楽舞・七草粥振る舞い

1月18日(日)「民舞会」による舞踊ショー

## 年末年始の営業時間

12月31日(水)

朝8時30分～深夜2時

(深夜1時30分受付終了)

1月1日(木)～3日(土)

朝8時～夜10時

(夜9時30分受付終了)



## 年間イベントプラン

芸能人歌謡ショー

ビアガーデン

ふる里味覚まつり

若あゆゲートボール大会

若あゆグランドゴルフ大会

若あゆカラオケ大会

若あゆ温泉療法健康講座

子供達の食農教育

問い合わせ / 若あゆ温泉 (32)3655

平成 2 1 年

来年もよろしく  
お願いします!!

# 若あゆ温泉カレンダー

大好評営業中!  
夏 6:30~21:30  
冬 8:30~21:30

印は休館日です

( 2 0 0 9 年 )

1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31								29	30	31				
4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2		1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
						31							31							
7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1			1	2	3	4	5
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
							30	31												
10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		

こころもからだもゆったり 美肌の湯

## 舟形若あゆ温泉

リフレッシュには温泉がいちばん!! 仕事の帰りやスポーツの後に  
お肌つるつるの美肌の湯をお楽しみ下さい。13棟のコテージ村も大好評!!  
予約・お問い合わせは (32)3655



# 国保・長寿医療からのお知らせ

## 75歳の誕生月の負担が軽減されます

月の途中で75歳の誕生日を迎え長寿医療制度に移行する場合、誕生月の医療費の自己負担額限度額が、これまで加入していた国民健康保険等と長寿医療制度それぞれの限度額で計算され、実質的に2倍になるという問題がありました。

こうした負担増を解消するため、平成21年1月1日から、これまで加入していた国保と長寿医療制度の自己負担限度額が誕生月に限り2分の1となります。

### <これまで>

		1月12日で75歳になる方の場合		
区分	12月	1月11日まで	1月12日から	2月
国民健康保険	自己負担額 44,400円	自己負担額 44,400円		
長寿医療			自己負担額 44,400円	自己負担額 44,400円
自己負担額合計	44,400円	88,800円		44,400円

### <改正後>

区分	12月	1月11日まで	1月12日から	2月
国民健康保険	自己負担額 44,400円	自己負担額 22,200円		
長寿医療			自己負担額 22,200円	自己負担額 44,400円
自己負担額合計	44,400円	44,400円		44,400円

毎月1日生まれの方は誕生月に加入している制度が長寿医療制度のみのため、対象外となります。平成20年4月～12月に75歳になり、長寿医療制度に加入された方は、負担が増加した分を遡って支給することとしており、対象になる方には、今後ご案内いたします。

### <対象となる方>

75歳の誕生日を迎えられる方  
 社保等にご加入のまま75歳の誕生日を迎えられる方の扶養者  
 国保にご加入の世帯で75歳の誕生日を迎えられる方がいる場合は、その世帯の国保加入者全員

## 現役並み所得者の 判定基準の見直しについて

世帯構成や収入状況が変わらないにもかかわらず、夫婦（夫、妻とも70歳以上である場合）のどちらかが長寿医療制度に移行したことで、病院などの窓口での自己負担が1割から3割になる場合があります。

これは、収入判定単位が複数世帯から単身世帯に変わったためです。

このような場合は、平成21年1月1日から従来どおりの「1割負担に据え置き」になります。

## 出産育児一時金 額の改正

国保にご加入の方が出産した場合にお支払いしている「出産育児一時金」がこれまでの35万円から38万円に引き上げられます。

この改正は平成21年1月1日から適用となります。

# 地上デジタル放送やっています。

**2011年7月24日までにアナログ放送は終了します。**

2011年（平成23年）7月24日までにすべての地上テレビ放送は、アナログからデジタルへ移行することが国の法令により定められています。  
それまでに、皆さんご自身でデジタル放送受信に切り替えていただく必要があります。  
皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

地上デジタル  
テレビ放送を  
見るには

**地上デジタルテレビ**

または

**デジタルチューナー**

DVDレコーダーなどに  
内蔵型が多く販売。

または

**UHFアンテナ**

UHFアンテナの方は  
そのまま受信可能  
です。

※必要です

受信方法により、ご準備いただく内容が異なります。以下を参考にご対応をお願いします。

①個別受信で見る場合

地上デジタルテレビに  
買い替えるか、デジタル  
チューナーを接続。  
UHFアンテナの設置。

②集合住宅等で共同受信で見る場合

地上デジタルテレビに  
買い替えるか、デジタル  
チューナーを接続。  
UHFアンテナの  
設置。

③ケーブルテレビで見る場合

ケーブルテレビ局  
にお問い合わせください。

④地上デジタル放送が受信できない地域に居住している場合

今後も、共同受信施設  
を利用する場合は設備  
の改修等施設管理者に  
ご確認ください。

⑤アナログ放送では映りの悪かったビル陰  
地域では個別アンテナで良好に受信する  
ことが可能に。

地上デジタルテレビ  
放送については  
ご質問は、  
放送局または  
総務省におかけください。

- ◎総務省地デジコールセンター  
平日9:00～21:00 土日9:00～18:00  
電話 0570-07-0101
- ◎総務省東北総合通信局  
平日8:30～12:15、13:00～17:15  
電話 022-221-0700

地上デジタル放送に便乗して必要のない工事代金を請求する等の悪徳商法が発生しています。充分にご注意ください!

## みんなで伸ばそう 舟形の子ども

# 青少年健全育成だより「年末年始休み特集号」

事件事故に巻き込まれない、起こさないこと

そのために、交通安全、スキー場、ゲームセンター、門限、深夜外出、外泊、お金の使い方など、家庭での十分な話し合いとルールづくりが大切です。

(未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁じられています)



計画的な生活を実行し、基本的な生活習慣を身に付ける

年末年始の休みは、どうしても生活時間が不規則になりがちです。学校が始まる前に、規則正しい生活に戻しておきましょう。

計画的な学習、体験も大切です

学校から出された課題はもちろんです。長期休業ならではの学習や体験を計画してはいかがでしょうか。特に家族みんなでできるような内容は、子どもの心を育てます。正月だからこそできる手伝いや作業で家族のコミュニケーションを図りましょう。

## 楽しく、有意義な冬休みにするために

機関名：電話番号	年末年始休暇	機関名：電話番号	年末年始休暇
舟形小：32 - 2106	12/26 ~ 1/6	新庄北高：22 - 6023	12/27 ~ 1/6
長沢小：33 - 2004	12/27 ~ 1/6	新北最上：43 - 2349	12/23 ~ 1/7
富長小：32 - 2769	12/26 ~ 1/7	新庄南高：22 - 1547	12/23 ~ 1/6
堀内小：35 - 2009	12/26 ~ 1/7	神室産業：28 - 8777	12/26 ~ 1/6
舟形中：32 - 2108	12/27 ~ 1/7	新庄東高：22 - 1562	12/20 ~ 1/6
舟形ほほえみ保育園：		真室川高：62 - 2028	12/22 ~ 1/6
32 - 2120	12/27 ~ 1/4	金山高：52 - 2887	12/21 ~ 1/6
舟形町中央公民館	32 - 2246	北村山高：0237 - 23 - 2785	12/21 ~ 1/7
町ダイヤル教育相談	32 - 3118	楯岡高：0237 - 55 - 2331	12/20 ~ 1/5
		村山農業：0237 - 55 - 2537	12/20 ~ 1/6
		東根工業：0237 - 42 - 1450	12/24 ~ 1/6

( 地域の大人の方々へのお願い )

1月は各地区で「御紫灯」があると思いますが、未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁じられています。青少年の健全育成の趣旨をご理解の上、楽しい地域行事にしましょう。

発行 / 舟形町・舟形町教育委員会・舟形町PTA連絡協議会・舟形町防犯協会・舟形町生徒指導連絡協議会・舟形町青少年育成推進委員会・舟形町青少年育成町民会議